

令和2年度豊橋市内部統制評価報告書

豊橋市長浅井由崇は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊橋市長浅井由崇は、豊橋市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「豊橋市内部統制基本方針」（令和2年4月1日公表）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに示された評価手続に基づき、内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記「2 評価手続」に基づき評価を実施した限り、全庁的な内部統制については有効に整備され、かつ、運用されていました。一方、業務レベルの内部統制については有効に整備されているものの、運用上の重大な不備を把握しました。

このため、本市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備があった事案（2件）について、次のとおり是正しました。

- (1) 消防本部の職員が、当該職員が対応した事案について、消防通信指令システムに記録された当該事案に係る119番通報の受付時刻及び終了時刻を改ざんし、時間外勤務手当を不正に受給しました。また、これらの時刻を改ざんしたことにより、当該職員のほか、同日に時間外勤務をした職員の時間外勤務手当の過払が発生しました。これを受け本市は、不正受給した職員及び当該職員の管理監督者に対し懲戒処分等を行いました。さらに、再発防止のため、消防本部の各所属長に対し職員の綱紀保持徹底の通知を发出し、コンプライアンス意識の向上を図りました。加えて具体的な対応策として、業務終了後、即時に当該システムのデータを印刷し、時間外勤務時間を確定することで改ざんを防止するとともに、複数の職員により勤務表の点検を行う体制を整備しました。

(2) 学校用物品の調達業務において、市立中学校の県費負担の事務職員が、私費で物品を購入した上で、特定の業者から購入代金と同額の現金を受領するとともに、購入代金を超える金額で当該業者から物品を市が購入したとする会計書類を作成し、市費を支出しました。これを受け、任命権者である愛知県教育委員会は、当該職員及び管理監督者に対し懲戒処分等を行いました。本市においても再発防止のため、校長会議、階層別研修等において、本事案を詳細に説明し、適正な経理事務の実施を改めて周知徹底するとともに、各学校における事務処理手順の再確認などにより、コンプライアンス意識の向上を図りました。

令和3年8月3日 豊橋市長 浅井由崇